

ハイライト：
・平成27年度税制改正について取り上げます！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次：

ご挨拶	1
法人税率の引き下げ	1
欠損金の繰越控除制度の見直し、繰越期間の延長	1
受取配当等の益金不算入制度の見直し	2
所得拡大促進税制の要件緩和	2

季節は春へと移り変わり、今から桜前線の便りが待ち遠しい限りです。第61号では、平成27年度税制改正について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。なお、HPで会計税務に関する最新情報を日々更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成27年度税制について(法人課税関係)

平成27年1月14日、平成27年度税制改正大綱が閣議決定されました。今号では、税制改正大綱の中から法人課税の改正について取り上げます。今回の税制改正は、「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」ことに重点を置いた内容となっています。

法人税率の引き下げ

法人税の税率が、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より、25.5%から**23.9%**に引き下げられます。また、中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下の所得金額について**15%**)の適用期限は、**2年延長**されます(平成29年3月31日までに開始する事業年度まで)。

欠損金の繰越控除制度の見直し、繰越期間の延長

欠損金の繰越控除制度とは、青色申告書を提出した事業年度で欠損金が生じた場合、その欠損金を繰り越し、翌事業年度以降の所得金額を限度に控除できる制度です。現行、大法人 では所得金額の80%までとなっていますが、平成27年4月1日以降開始事業年度からは、下記のとおり控除限度額が更に縮小されます。なお、中小法人等においては、所得金額の全額が控除可能であり、改正後も変更ありません。

適用年度	控除限度額
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	所得金額の65%
平成29年4月1日以後開始事業年度	所得金額の50%

また、欠損金の繰越期間は平成29年4月1日以後開始事業年度において生じた分から、9年 **10年**へ延長され、これに伴い、帳簿書類保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限、更正の請求期間も、同じく9年 **10年**に延長されます。

大法人：資本金1億円超の法人

受取配当等の益金不算入制度の見直し

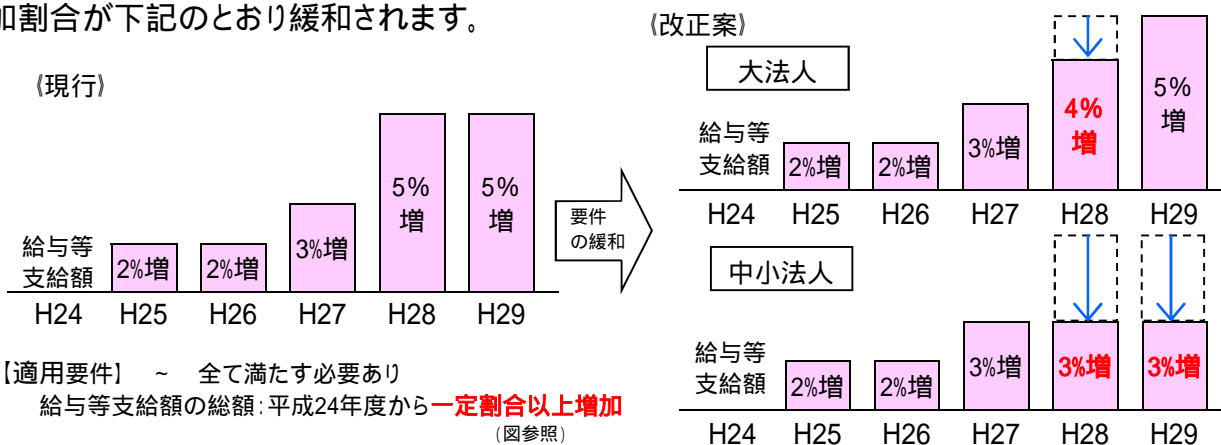
受取配当等の益金不算入制度とは、配当を支払う法人と配当を受け取る法人間の二重課税を排除する目的で設けられた制度であり、法人が内国法人から利益の配当等を受けた場合、その受取配当等の額の全部又は一部を益金の額に算入しないこととされています。

平成27年度税制改正案では、受取配当等の益金不算入制度について、株式等の持ち株割合の区分やその配当等の益金不算入割合等の見直しが予定されています。課税は強化されますが、3分の1以下の保有割合では負債利子控除は廃止されるため、負担の軽減も手当てされています。

現行			改正案		
区分	不算入割合	負債利子控除	区分	不算入割合	負債利子控除
完全子法人株式等 (保有割合100%)	100%	×	完全子法人株式等 (保有割合100%)	100%	×
関係法人株式等 (保有割合25%以上)	100%	○	関係法人株式等 (保有割合3分の1超)		○
上記以外の株式等 (保有割合25%未満)	50%	○	その他の株式等 (保有割合5%超3分の1以下)	50%	×
			非支配目的株式等 (保有割合5%以下)	20%	

所得拡大促進税制の要件緩和

平成25年度税制改正で創設された所得拡大促進税制について、平成26年度税制改正で適用要件が一部見直しされましたが、更なる要件緩和が行われます。適用年度の給与等支給額が基準年度と比較して一定割合以上増加すると制度の適用が可能となりますが、その増加割合が下記のとおり緩和されます。



【適用要件】 ~ 全て満たす必要あり
 給与等支給額の総額: 平成24年度から**一定割合以上増加**
 (図参照)
 給与等支給額の総額: 前の事業年度以上
 給与等支給額の平均: 前の事業年度を上回る

< 出典: 財務省 >

協会けんぽの介護保険料率が変わります！

平成27年度の協会けんぽの介護保険料率は、例年より1ヶ月遅れての適用となります。**平成27年4月分(5月納付分)**より現行の1.72%から**1.58%**へと引き下げられます。また、**健康保険料率も変更となる県がありますので確認の上、給与計算ソフトの料率変更等、お忘れなくご対応ください。**雇用保険料率はそのまま据え置かれます。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp